

第2章 日本司法支援センター

第1 日本司法支援センターの設立

2004（平成16）年通常国会において成立した「総合法律支援法」は、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現すること」を基本理念に据え、国民に対する民事・刑事を問わずに総合的な、国による法律支援業務を定め、その中核組織として日本司法支援センターを置いた（同法1条）。これは、司法改革・扶助改革の到達点と言えるものであって、法科大学院及び裁判員制度とともに平成の三大司法改革の一つとして位置づけられ、国民の日常生活に最も大きな影響を持つ改革である。

総合法律支援法を受けて、日本司法支援センター（愛称「法テラス」）が2006（平成18）年4月に設立され、同年10月から業務を開始し、本年10周年を迎えた。